

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の概要

令和 6 年 3 月
内閣人事局人材確保第二班

1 改正理由

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成 26 年内閣官房令第 3 号。以下「内閣官房令」という。）では、経験者採用試験に関する対象官職等の事項について定めている。

今般、総務省から同省に係る係長級（事務）の経験者採用試験の実施の求めがあり、新たに対象官職等の事項を定める必要が生じたため、内閣官房令を改正する。

2 改正内容

- （１）内閣官房令第 2 条において対象とする実務経験等活用官職の規定を追加する。
- （２）あわせて、内閣官房令別表において「総務省経験者採用試験（係長級（事務）」の項を設け、採用試験の種類、求められる知識、能力等を規定する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日